

苫小牧市矢代スポーツセンター保安警備業務仕様書

1 警備業務

指定管理者は、苫小牧市矢代スポーツセンターに係る次に掲げる保安警備業務を誠実に実行し、財産の保全をはかるものとする。

- (1) 火災、盗難、破壊又は不法行為の防止
- (2) 事故発生時における関係先への通報、連絡及び処置
- (3) 警備実施結果の業務報告

2 機器の設置及び監視体制

指定管理者は、次項に掲げる設置箇所に機械警備を行うために必要な警報センサー等の機器（以下「機器」という。）を設置し、5項に掲げる警備時間中、機器により感知される異常の有無を警報受信装置等（以下「受信装置」という。）により間断なく監視し、警備の安全を図るものとする。

3 機器の設置箇所

機器の設置箇所は、別添図面のとおりとする。

4 警備員による巡回

- (1) 指定管理者は、次項に掲げる巡回警備時間に警備員を派遣するものとする。
- (2) 指定管理者は、警備員に対し、警備に必要な服装、及び懐中電灯等を携行させるとともに、指定管理者が発行する身分証明書を携行させるものとする。

5 警備時間

警備時間については、次のとおりとする。

(1) 機械警備

① 毎 夜：午後 9 時 1 5 分から、翌日午前 8 時 4 5 分まで

② 休館日：午前 8 時 4 5 分から、翌日午前 8 時 4 5 分まで

(休館日は、毎月の第 1、第 3 木曜日、1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで。)

(2) 巡回警備

毎 夜：午後 9 時 1 5 分から、翌日午前 8 時 4 5 分までの間、建物の外周を不定時に 1 回以上の巡回を実施する。

6 警備担当者及び警備員の選任

指定管理者の警備担当者及び警備員の指導、監督及び人事に関して、一切を指定管理者の責任において行うものとする。

7 緊急連絡者名簿の提出

(1) 指定管理者は、苫小牧市（以下「市」という。）に対し、あらかじめ指定管理者の指定する緊急連絡者名簿を提出するものとする。

(2) 指定管理者は、当該緊急連絡者に変更があるときは、遅滞なくその都度文書をもって市に通知するものとする。

8 異常事態発生時の処置

指定管理者は、5 項に掲げる警備時間中に異常又は事故が発生したときは、次のとおり処置を行わなければならない。

- (1) 施設に急行し異常事態の確認をするとともに、事態の拡大防止を図るため適切な処置を行うこと。
- (2) 警備担当者に状況を連絡し、必要に応じ警備の強化を図ること。
- (3) 市の指定する職員へ緊急に連絡するとともに、市の職員の指示を受け、適切な処置を行うこと。

9 機器の保守

指定管理者は、機器が正常な機能を保持するため、毎月 1 回以上定期的に保守点検を行うとともに、警備本部において警備時間中に機器の正常な作動を確認し、機器に異常が生じたときは、直ちに必要な処置を行わなければならない。

10 鍵の保管

指定管理者は、市から預託された警備実施に必要な鍵を厳重に取り扱い保管するものとする。

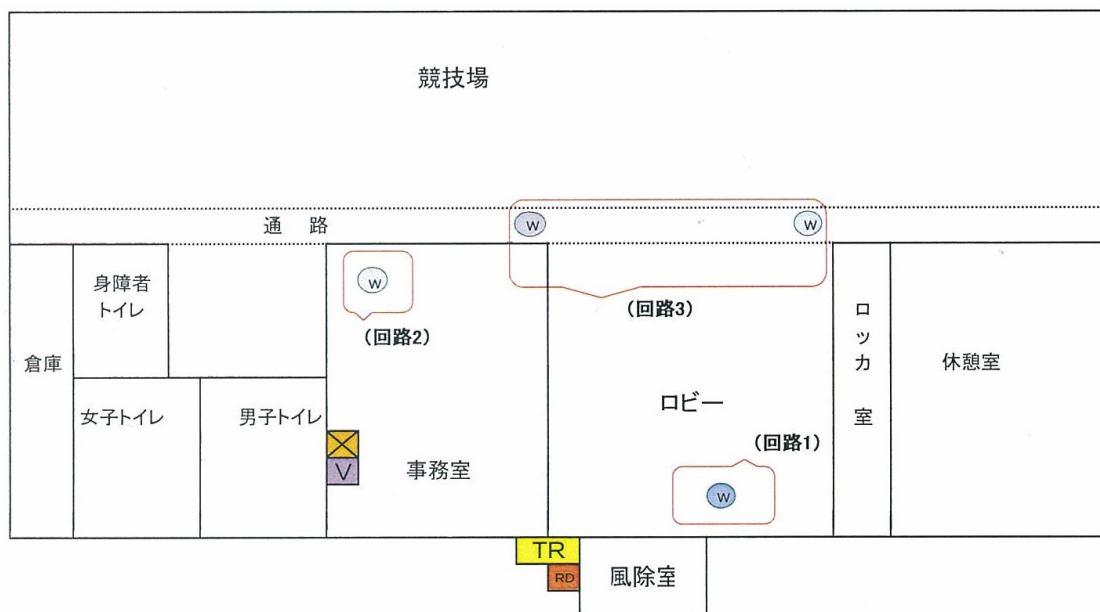
11 緊急時の業務報告

8 項に掲げるもののほか、異常事態発生時に処置を実施した場合は、速やかに報告書を市に提出するものとする。

12 その他の事項

この仕様書に定めのない事項については、その都度、指定管理者と市が協議して決定するものとする。

(別添) 苫小牧市矢代スポーツセンター機械警備用装置配置図



記号	名 称	数
	送信機	1
	カードリーダー	1
	熱センサー (パッシブセンサー)	4
	電源装置	1
	回路表示器	1